

1 改正概要

- (1) 警察署長が拾得物の提出を受けた場合、拾得者に対して、費用請求権等の権利の放棄の意思及び遺失者に対する氏名等の告知の同意の有無について確認し、拾得物件控書に署名等を求めることとする（規則第3条第1項及び別記様式第1号関係）。
- (2) 遺失届一覧簿を廃止し、警察署長が遺失届を受けたときは、当該遺失届に係る物件の種類及び特徴等を任意の書面に記載又は電磁的に記録することとする（規則第5条第2項関係）。
- (3) 送付による物件の返還等の際に遺失者等から徴することとされている物件送付依頼書を廃止する（規則第19条関係）。
- (4) 施設占有者等が書類に代えて提出することができる媒体をフレキシブルディスクから電磁的記録媒体に拡大する（規則第41条関係）。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

2 意見の募集結果

規則案について、平成28年12月16日から29年1月15日までの間、意見公募手続を実施したところ、1件の御意見が寄せられた。頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

3 施行日

平成29年4月1日から施行する。

公安委員会 説明資料No. 2	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案について	平成29年2月2日 警 備 課 保 安 課
----------------------------------	---	-----------------------------

1 法律案の概要（別添1参照）

国際原子力機関（IAEA）の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「RI法」という。）、放射線障害防止の技術的基準に関する法律について一括法案として改正するもの。

2 改正RI法の概要

IAEAの「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」(平成23年1月)等を踏まえ、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、防護措置の実施等を義務付けるとともに、法の目的に放射性同位元素の防護を位置付ける(題名を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改正。)

3 改正RI法の警察関連事項（別添2、3参照）

(1) 都道府県公安委員会に対する運搬の届出等（第25条の5）

放射性同位元素の防護の目的から、都道府県公安委員会に対する運搬の届出を事業者に義務付けるとともに、当該都道府県公安委員会は、防護の観点から当該事業者に必要な指示ができる旨の規定を整備。

(2) 運搬中の事故に関する都道府県公安委員会への報告（第31条の2）

運搬を届け出た事業者は、事故等発生時において、都道府県公安委員会に対し報告しなければならない旨の規定を新設。

(3) 国家公安委員会による意見陳述等（第48条の2）

国家公安委員会は、防護関係規定の運用に関して原子力規制委員会に意見が述べることができるとともに、意見陳述に必要な限度において、都道府県警察に対し、必要な調査（事務所等への立入り、物件の検査及び関係者への質問）を指示することができる旨の規定を新設。

4 今後の予定

○閣 議：2月7日（火） ※当庁の共同請議なし

○施行期日：上記3(2)は1年以内、3(1)及び(3)は3年以内の施行

1 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は14,151件（前年比+327件、+2.4%）、被害額は406.3億円（-75.7億円、-15.7%）。
- オレオレ詐欺（全体に占める割合は4割で最大）は認知件数が4年ぶり、被害額が7年ぶりに減少。還付金等詐欺が認知件数・被害額ともに増加。
- 高齢者（65歳以上）の被害が全体の約8割（オレオレ詐欺、還付金等詐欺では9割以上）。
- 現金手交型、現金送付型は減少、振込型、電子マネー型は増加。

2 平成28年における特殊詐欺対策の取組

(1) 被害の防止

- 金融機関等と連携した声掛けにより、13,140件（+808件）、191.8億円（-75.2億円）の被害を阻止（阻止率は49.8%）。
- 無人ATMへの警戒や一定年数以上ATMでの振込実績がない高齢者のATM振込限度額の設定。
- コンビニエンスストアと連携した電子マネー購入者への声掛け。

(2) 検挙の推進

- 検挙件数は4,449件（+337件、+8.2%）、検挙人員は2,412人（-94人、-3.8%）。
- 犯行拠点57箇所（-3箇所）を摘発
- 犯行使用電話の無力化（仮想移動体通信事業者や固定電話事業者への情報提供による役務提供拒否等）
- 犯行グループに犯行拠点を供給する業者の摘発と、不動産関係団体への情報提供・注意喚起。

3 今後の取組

- 犯行グループの壊滅に向けた更なる取組
中樞被疑者の検挙と現場検挙の徹底
- 犯行使用電話の無力化に向けた更なる取組
関係省庁・事業者と連携した犯行使用電話の無力化対策の推進
- 高齢者への対策の更なる浸透